

■転入の手続き

- ①現在通学している学校で転出の手続きをしてください
在学証明書・教科用図書給与証明書等の転学書類や氏名ゴム印等を受取ります。
- ②住所地の役所で、住民票の転出手続きをしてください
- ③呉市役所や転居地最寄りの支所で、住民票の転入手続きをしてください
在学証明書を提示し、「入学通知書」を受け取ります。
- ④転学書類と「入学通知書」を宮原小学校へご持参ください
事前に宮原小学校まで電話連絡をしてください。



※市町によっては①と②の手続きが逆のところもあります。

■お願い

- 教科書は市町ごとに選ばれていますが、同じ教科書会社の場合は続けて使います。転居のときは必ず全ての教科書をご持参ください。
- 休業中に転学される場合・・・
転入手続きがすまれましたら、すみやかに宮原小学校へおいでください。
事務手続き（転入・教科書の手配・給食など）を早めに完了しておく心安です。
※ 特に年度末・年度初めの休業中に転入される場合や連休中の転入の場合はクラス数に変更になる場合がありますので、早めのご連絡・手続きをお願いします。

■その他

学校生活のきまりや必要な学習用具等については、転入手続きで来校されてから資料をお渡しいたします。
ご心配な点がありましたら、学校までお問い合わせください。

